

ねぶた第3日目の8月26日夜、ねぶた運行終了後も野次馬連が帰宅せず、27日午後3時頃まで北川端町に数十名集まり、なかには棍棒等の武器を携えて騒ぎ出していたので、弘前警察署では「形勢不穏」と見て警官を派遣し、解散を命じて騒ぎは無事に鎮まった(東奥日報 S5.8.28)。翌日夜も、笹森町薬王院付近で、ねぶたの野次馬連が数十名集まり、28日午前2時過ぎまで騒いでいたが、再び弘前警察署が厳重警戒をしたので喧嘩もなく全部帰宅した(東奥日報 S5.8.29)。また、当時のねぶた期間の警察の取締りが、集団だけでなく個人の行動も対象となっていた。例えば弘前ねぶた見物のため、友達の銅屋町在住の29歳女性のところへ遊びにきていた森田村相野在住の26歳女性が、28日午前2時頃、両名で酒気を帯びて、本町を徘徊、猥褻な唄を声高らかに唄って騒ぎ立てていたのを弘前警察署巡査が発見し、安眠妨害の罪で検挙、両名ともに科料5円ずつに処せられた(東奥日報 S5.8.29)。

さらに8月29日午前1時半頃、弘前市東長町路上でねぶたの群集数百名が衝突し石合戦となったが、弘前警察署では必死となってこれを制止したので、幸い負傷者無くして収まった。検挙者5名は、市内や中郡駒越村および中郡清水村の26歳から61歳の男。なお28歳男は弘前市機関部消防手であり、そのために解職となった。また30日は、7日目と称して津軽名物のねぶた流しとなるが、この日は朝からねぶたを持って戸毎に廻り歩いて金品をもらうのが例となっているので、弘前警察署では、各町に警官を派遣して厳重に取締りする予定だという(東奥日報 S5.8.30)。そして、南郡町居村の自動車車掌24歳、市内の日雇い42歳および22歳、中郡藤代村の大工22歳と農業21歳、市内の鋳物商27歳の男6名が、8月30日午前2時半頃、和徳町土淵川付近の路上に集まり、投石などをして喧嘩の支度をしていたので、その場で弘前警察署へ検束された。ねぶた期間中に同署へ検束された者は12名だが、30日朝、署長から懇々と説諭され全部釈放された(東奥日報 S5.8.31)。

昭和6年(1931)のねぶたも、8月13日まで弘前警察署へ届出許可になったものは、例年通り扇燈籠が大半を占めた(弘前新聞 S6.8.14)。8月14日晩からねぶた運行が開始するので、例年通りに弘前電灯会社では、市内各要所に約20個、喧嘩予防電灯を設置し、弘前警察署と協力して徹底的に喧嘩を防止することにした(弘前新聞 S6.8.14)。しかし同年は不景気のせい、ねぶたの台数が減っていたという。当時、子供用の小さいねぶた燈籠を制作販売していた男性が「例年一千余は必ず売れるので、約30日ばかり前から夜なべして作っても足りない位だったが、今年は600、700くらいしか出ない。全くこんなことは一度もなかった。」とコメントしている。警察の厳重な警備体制の影響だろうか。続けて「弘前のねぶた喧嘩のはじまりは、昔お城のお役人が殿様にねぶたを見せに集まり、そのところで常々悪い奴とされている者が皆に叩かれたのからで、以来、上町と下町が対峙するようになったと聞いている。」としている(東奥日報 S6.8.14)。当時、ねぶた喧嘩の起源について様々な伝承があったようだ。

運行第2日目の8月15日夜は喧嘩が無く、ひとりの検束者も出さず弘前警察署も安堵した。しかし第3日目8月16日の夜は、上町が魚市場付近に、下町は薬王院に集まって、互いに密偵を放って様子を探りあい、17日午前1時半に東長町路上で正面衝突した。双方は互いに譲らず石合戦で歓声をあげているところを警備中の警官が発見されて逃走したが、18歳から30歳の男16名を検束した(弘前新聞 S6.8.18)。この16日までに弘前警察署から運行許可を受けたねぶたは、市内は扇燈籠32個に組ねぶた8個、市外は扇燈籠66個に組ねぶた6個で、やはり扇燈籠が過半数を占めた(弘前新聞 S6.8.18)。ねぶた喧嘩のシンボルとして忌避されてきた扇ねぶたは、すでに市民の間に広く定着していたようだ。

ねぶた運行によって交通機関にも支障が出ていた。弘前自動車会社では、8月16日ねぶた第3日目からねぶた運行期間中は雑踏となるため、午後8時46分および午後9時8分発着の列車に連絡する乗合自動車の運転を中止することにした(東奥日報 S6.8.18)。

さらに8月17日午前1時30分頃、市内および中郡和徳村、中郡撫牛子および豊田村、南郡田舎館村畑中、南郡猿賀村新山などの18歳から27歳の男16名が、弘前市東長町路上でねぶた喧嘩騒ぎをしていた。弘前警察署が解散を命じたが聞き入れず、投石などをして喧嘩を極めたので、一網打尽に検束された(東奥日報 S6.8.18)。その17日の晩も、大きなねぶたが帰った後の翌18日午前1時半頃、和徳町路上にて約4、50名が双方に分かれて喧嘩を始め、弘前市内のセメント会社雇人33歳、男21歳、ペンキ職25歳の3名が弘前警察署に検束された(弘前新聞 S6.8.19・東奥日報 S6.8.19)。また8月18日夜、連合運行の終わった後の翌19日午前2時頃にかけて、市内和徳町から東長町の路上で上町組が約2、300の野次馬と共に下町組を待ち受けて、ねぶた喧嘩をしようとしていた。しかし、連日徹夜で喧嘩防止を徹底していた弘前警察署がその情報をつかみ、3人の警部補をリーダーとして30数名の警官がサーベルを掲げて駆け付け解散を命じた。これに対して群衆が投石し、罵声を吐き、暴行を働くなど大混乱となったが、市内や藤代村、裾野村、船沢村、西郡十三村、高杉村の18歳から40歳の男18名が検束された(弘前新聞 S6.8.20・東奥日報 S6.8.20)。さらに、ねぶた運行最後の19日夜から20日午前2時にかけて、弘前市本町弘前病院付近で約300名

の群集が喧噪を極めているとの報告を受け、弘前警察署から警部補以下 45 名の警官が出動した。ねふたの上町組と下町組は双方入り乱れて投石し、棍棒などで殴り合い、群集はこれに付和雷同して喧嘩していたが、警官隊を見るとこれに向かって約 50 名位が喊声をあげて突進してきたので、警官達は隊伍を整えて鎮圧し、午前 3 時頃に解散を命じて、棍棒等を多数押収して引き揚げた。しかしこの喧嘩で巡査が投石で眼鏡を破壊され、右目下に全治 2 週間の裂傷を負い、弘前病院で手当を受けた。群集中にも負傷者数名があった模様で取り調べを行い、市内の男 3 名が検束された。(弘前新聞 S6.8.21、東奥日報 S6.8.21)

厳しくなる警察の取締り体制で、誤認逮捕も発生した。8 月 20 日の弘前新聞には「誰彼の差別なく けんそく ムシャクシャ腹の警官連 ナンセンス続出」とある。それによると、8 月 19 日のねふた喧嘩の検束で一晩、弘前警察署に拘留された西郡十三村在住の 26 歳の男は、毎朝十三村から弘前へ鮮魚を運搬して 6 時ころ売り尽くして帰るトラック運転手だが、同日夜中に十三村を出発して弘前市へ到着すると、鮮魚に詰めていた氷が無くなっていたため、付近の氷屋をたたき起こして氷を買おうとしていたところを、ねふた喧嘩関係者と勘違いされたのか警官に拘束され、翌 19 日午前 8 時頃によりやく釈放されたという。お陰で当日持参した原価 250 円代の鮮魚が痛んでしまったという(弘前新聞 S6.8.20)。

昭和 7 年(1932)、昨年は凶作と不景気のため、今年のねふたは多くないだろうという予測があったが、それに反して多く出たという。弘前警察署に届け出があったのは、市内は扇燈籠 39 個、組佞武多 12 個、市外は扇燈籠 67 個、組佞武多 8 個、合計 126 個だといい、やはり扇燈籠が多かった(弘前新聞 S7.7.27)。弘前警察署では例年通り、ねふた運行と喧嘩取締に関する協議会を、7 月 29 日午前 9 時から市役所で開催した。弘前警察署長、警部補、巡査部長、助役、市会議長、消防組頭外幹部、市内各小学校長、火防衛生組合長、弘前郷軍連合分会長代理、理髪組合長等の約 70 名でねふた喧嘩の防止並矯正案について協議したが妙案はなかったという。運行についての出願は、消防幹部、火防衛生組合長もしくは総代をもって願出ること、8 月 2、3 日は全市運行を許可し、6、7 日は例年通り連合運行することにした(弘前新聞 S7.7.30)。

年々、警察の取締りが厳重になり、各関係者の自覚が進んだことで、近年はねふた喧嘩がめっきり減り、今年は無事に終わるかと思われた。しかし運行最終日 8 月 8 日第 7 日目の夜の連合運行終了後のことである。人々が帰途につき、本町でも一同が佞武多置場へ帰って、最後だというので笛吹きや太鼓たたき、雇ってきた人夫に振る振舞酒を出していたところ、8 日午前 2 時頃、朝陽小学校前から下町のねふたが、かけ声勇ましく押し寄せてきたので応戦して投石が始まった。急報で弘前警察署長を陣頭に警官 40 名が駆けつけると、下町勢は逃走、逃げ遅れた 17 名が検束された。そのメンバーは、市内の新町、本町、南横町、土手町、南川端町、清水村、和徳村、堀越村、小沢、原ヶ平、千歳など在住の者達で、職業は大工職、八百屋、農家、仕方職、雇人、曲物商、煎餅職などの 19 歳から 41 歳の男であった。また、喧嘩警戒中で密行している警官が、薬王院で棒きれなどを持参して喧嘩の恐れありとして、新楮町、和徳村、百石町在住の大工、洗濯店方雇人などの 20 歳から 36 歳の 3 名を検束し、8 日に釈放した(弘前新聞 S7.8.9)。この喧嘩で中郡清水村 21 歳と市内 24 歳の男が投石で頭部に裂傷を負い、弘前警察署の医師の応急手当を受けたが軽傷だったという(東奥日報 S7.8.9)。

ねふたは 8 月 8 日で終了し、9 日に弘前警察署山中署長は次のように語った。年中行事のひとつであるねふた喧嘩も本日を以て終了を告げたが、各関係機関の協力と市民の自覚のおかげで、今年は十数名の検束だけで終わったことは喜ばしい。数百年来、慣例として黙認されてきたねふた喧嘩も、ようやく防止の第一歩に入ったことを喜んでいる、といったコメントであった(弘前新聞 S7.8.9)。

昭和 8 年(1933)、弘前署では、8 月 21 日からはじまるねふた祭の運行取締りその他について署員一同で、ねふたの大きさ、警察の許可制、運行心得、運行区域などを協議した(東奥日報 S8.8.16)。8 月 15 日、市内の消防組幹部、火防衛生組合長、青年団長並分団長、在軍連合分会長並分団長が取締事項を発する。8 月 25 日、26 日の両日(旧 7 月 5 日と 6 日)は連合運行とし、各個運行は絶対に禁止する、という内容がある(弘前新聞 S8.8.17)。また、弘前署では、取締りにあたって、弘前ねふたにつきものの喧嘩防止に「100%」効果があるとした 1.000 ボルトの投光器(または高燭電燈)を設置した。場所は、大円寺、相良町税務署前、徒町、徳田町空屋敷地、薬王院の 5 カ所と、今年からさらに玉成校前と住吉神社の 2 カ所に増設し、徹底的に取り締まるという。これらはいずれもねふた喧嘩が多発する場所である。当時、覆面してねふた喧嘩に参加する人々にとって照明は、妨げとなる存在だったようで、喧嘩の前に照明を破壊しようとする者もいたようだ。なお、同年は舗道が完成し、照明灯も立てられ、コミセ(雁木造)を解消したこともあり、夜はずっと明るくなっているため、ねふた喧嘩も心配するほどのことはないだろうと予測された(弘前新聞 S8.8.22、東奥日報 S8.8.24)。

これらのねぶた喧嘩を県外から見学に来る有名人もいた。松竹シネマの俳優林長二郎（後の長谷川一夫）が、弘前のねぶた喧嘩を見物にくるという「朗らかなニュース」が伝えられた。それによると、津軽のねぶたは、ねぶたそのものより、付き物の喧嘩が有名であり、何年か前に殺人があったという事件に対して、剣戟俳優の同氏が関心をもったからだという(弘前新聞 S8.8.18)。さらに、なぜ弘前人が喧嘩を好むのか科学的に検討してみたいという記事が出た。当時話題になっていた血液型の検定で解決してみたいとし、喧嘩好きな弘前人と温和しい七夕祭りをする青森人について、血液型の分布状態からその気質を比較してみるという(弘前新聞 S8.8.19)。

8月23日夜、和徳町朝陽橋をはさんで上町と下町との大きなねぶた喧嘩が発生した。よって弘前警察書は24日夜に署員総出動したが、その警戒が薄くなった25日午前1時頃からまた大喧嘩が再発生した。上町方は竹槍、棍棒の約100名が、辻坂で戦おうと付近の街灯を消して待機したが、午前2時過ぎに警官が駆けつけたので上町は退却した。しかし朝陽橋付近で、下町方80余名と再び猛烈な石合戦を開始、午前4時頃、急報で駆けつけた弘前署員を見て一斉に離散したが検束者2名を出した。投石が頭部に当たって負傷した男が病院へ運ばれた。このほか新開地方でも2、3の大喧嘩があった。弘前新聞 S8.8.26、東奥日報 S8.8.26)。なお筆者は聞きとり調査で、この最後の大きなねぶた喧嘩が発生したという昭和8年(1933)の8月24日の激しい投石を、実際に目撃した方の話を採録したことがある<sup>9)</sup>。

8月25日午後4時過ぎ、新聞記者が、弘前警察警部補と共にけんかねぶたの現場を体験取材した。それによると、当時は約10名ばかりの変装した刑事が、けんかねぶた取締りのため市中で活動していたようだ。そのメンバーは弘前署内の柔道や剣道の有段者達であり「喧嘩士達はいくら強くとも歯が立つまい」として評している。ねぶた喧嘩の情報が入ると警察書から、白服の警官達が佩剣をガチャガチャさせて夜のアスファルトを踏み、彼らの赤い提灯がいくつも飛んでいったという(弘前新聞 S8.8.27)。そのようななか、和徳町の25歳大工が、8月26日午前3時頃、和徳町朝陽橋でねぶた喧嘩をしようと下町側を招いていたので「公安を害する者」として即時検束された(弘前新聞 S8.8.27)。これらの名物の喧嘩をきっかけに弘前のねぶたが活気づき、町は物凄い人出だという。ねぶたが403台そろい、郡部から150余台が出た。今晚は最後で明日は七ヶ日、ねぶたも今晚限りというので徹夜して警戒をする予定である。やはり扇燈籠が一番多いという(東奥日報 S8.8.27)。

ねぶた運行最終日26日夜の連合運行の解散後、上町と下町は、最後の喧嘩だと準備していたという。翌27日午前2時頃、上町側前衛約百名が茶畑町に、後衛150名は弘前駅前、和徳口、下町側は約200名が薬王院に陣をしいて対峙したが、上町側の後衛が、警官隊にはばまれて前進できない。午前3時頃、下町側は歓声をあげて朝陽橋をこえて上町側へ総攻撃を加えたので、上町側は横町まで追い詰められ大敗した。この喧嘩のなかで混乱が生じた。私服に変装して上町組に紛れ込んでいた刑事連が、サーベルをかかげた正服警官隊と誤って同志討ちになりそうな場面があったという。なお当時の私服刑事達は、太い棒きれと大きな懐中電灯を携帯していたようだ(弘前新聞 S8.8.28)。

和徳の朝陽橋を挟んで上町対下町の石合戦が、27日午前2時過ぎから始まった。同年で一番大きな喧嘩となり、上町方は約300余、下町方は200余の対陣で、これに野次馬連が参加して物凄かったという。警戒中の弘前署員50余名は、制服と和服の二隊に分かれて偵察し、上町と下町が詰め寄って朝陽橋前で大乱闘を始めようとする際に駆けつけて離散させたが、この間、私服警官らが襲撃され、検束者20余名を出した。喧嘩する者達のなかに元巡査1名が加わっていたという(東奥日報 S8.8.28)。

ほかにも、同日午後零時10分頃、弘前市の27歳の運転手が、弘前乗合自動車に客18名を乗せて覚仙町を進行中、前方を運転中の富田桔梗野の大扇燈籠ねぶたの後ろに積んでいた大太鼓の胴の真ん中に誤って衝突して破損させた。すると、そのねぶたを曳いていた請負師の人夫20数名が、運転手に暴行を加え、頭部と顔面に全治1週間のケガを負わせた。加害者の人夫20数名はただちに弘前署に検束された彼らは大久保組の人夫で、東京、埼玉県、福井県、茨城県の22歳から38歳の男4名が傷害罪として28日身柄ともに弘前検事局へ書類送検された(東奥日報 S8.8.28、弘前新聞 S8.8.29)。

また同年は、明治6、7年(1873~74)頃のねぶた喧嘩の回顧録「ねぶた喧嘩雑記」が連載された(弘前新聞 S8.8.23、24、27など)。そのなかで、昔は双方ねぶたを押し出して対峙したが、今ではそうではなく、ねぶたを持たずに、多くは凶器を持って瞬間に勝敗を決するもので、最も危険だから無闇に近寄れないこと等、ねぶた喧嘩の変化も語っている(弘前新聞 S8.8.23)。

昭和9年(1934)、弘前署では未成年者でねぶたの運行許可を出願する者もあるが、あらかじめ許可しないので注意するよう告知した(弘前新聞 S9.8.8)。そして、8月10日からねぶた運行が始まるが、弘前警察署は、対策協議会を開催して取締方針を決定し、8日に管内各消防組、火防衛生組合、青年団、在郷軍人会へ通牒を発した。それによると、



ねぶたの大きさは、土台上 8 尺以下で 4 人昇りを最大限度として、これより大きなねぶたには運行を許可しないこと、疾駆する運行方法や、12 時以後の運行等は絶対許可しないこと、刀剣、棍棒その他の凶器所持者や金品強要する者は場合によっては検束することとした。また運行は、10 日、11 日の両日は各部内だけの運行とし、12、13 の両日は「各自勝手の運行」を許可し、14、15 日の両日は連合運行を実施するといひ、その道順も指示した(弘前新聞 S9.8.9)。そして「悪風ねぶた喧嘩」の防止として、取締当局である弘前署では、今晚からむこう 1 週間は署員総動員し、第 1 小隊長は成田警部補以下、第 1 分隊長と第 2 分隊長、第 2 小隊長は新谷警部補以下、第 1 小隊長と第 2 分隊長、捜査隊長および視察隊長にはそれぞれ警部補が、警備隊長には部長が配属されるという(弘前新聞 S9.8.11)。

同年も、昔のねぶたと喧嘩を回顧する座談会が開かれた。「津軽名物ネブタ座談会—佞武多通は語る—」という座談会で、8 月 9 日午後 7 時から弘前無盡楼上にて、弘前新聞社主催で開催し、県電弘前営業所長、元刑事、弘前憲兵隊長、弘前警察署巡查部長、津軽病院事務長、弘前市役所庶務課長、鉄砲町、市会議員、市会副議長、弘前中学校教諭、津軽銀行支配人、郷土史研究家、第五十九銀行行員、弘前新聞編集長、記者ら 17 名が出席した。そのなかで、鉄砲町在住の中村範が「古い漢文の先生の黒瀧某が記したネブタの記という本で、ネブタの起源が、藩公が士気を鼓舞するために行った、と書いているが事実だろう、大きなネブタを作り笛太鼓で押しだし、途中で道をゆずる、ゆずらぬで喧嘩となり流血の惨事を見るようになったのはずっと後代に入ってから様です。」(弘前新聞 S9.8.11)と語っている。このように、昭和初期頃になると過去のねぶた習俗を振り返る座談会が多くなり、そのなかでねぶた喧嘩は、尚武のため弘前藩が奨励したという起源論が繰り返されるようになる。

弘前ねぶたは 8 月 11 日で第 3 日目となり、本格的なねぶた気分が盛り上がるとともに、喧嘩気分も充分満ちていた。大部分のねぶたが鳴りを静めた 12 日午前 1 時頃、上町と下町約 2、30 名が和徳町で対峙、喧嘩防止用の高燭燈の明かりで自由を欠くため、まずこれを破壊しようと投石したが、金網で防護されている電球は破壊できず、大事に至らずに解散となった。警戒中の警官が、電球へ投石した市内 21 歳の男を検束した(弘前新聞 S9.8.13)。

このように、ねぶた喧嘩が小規模になってきた。弘前新聞に「ねぶた喧嘩は 種切れか 検束者たつた 8 名 ねぶた喧嘩総決算」という見出しが掲載された。8 月 15 日でねぶたが終了。弘前署で運行許可した台数が昨年より少し減少した。今年の弘前警察署の取締が厳重だったため、ねぶた喧嘩がほとんどなく、検束者もわずか 8 名で予想外の好成績だったという。三上弘前警察署長は、今年は喧嘩もなく無事終了したことは何より喜ばしい。これは取締の署員の努力もあるが、要は市民各位、ねぶたについて歩いている人々の自覚によるものである。弘前のねぶたはすぐ喧嘩を連想するほど有名だが、この悪風一掃には、歴代署長の努力の効果がでてきたのだろう、と述べた(弘前新聞 S9.8.17)。

東奥日報の見出しも「名物の喧嘩 ひとつもなし 取締当局一ト息」となった。ねぶた喧嘩が今年は 1 件も無かった、という何年来の伝統破りの現象を呈したという。昨年は和徳の朝陽橋をはさんで 1、2 回戦ったり、和徳の大通りで竹槍をふりかぶって大声をあげていたという武勇伝もあったが、今年はわずかに喧嘩の中心人物が所々で活動しているとの噂もあったが、結局大事にならず、市民も期待はずれだった。しかし最後の 15 日夜から必ずあるだろうと野次馬も相当出たし、喧嘩仲間も暗がりに集まったりしていたが、警察の敏達な活動で発見し、追い払われてしまい、検束者 1 名だけで大事にならずに終わった。今年は喧嘩ばかりではなく検束者もわずか全部で 8 名だった。なお、昨年は 7、80 名もあり、うち要注意人物として司法係に写真を撮られた者だけでも 20 名に達した。ねぶた喧嘩取締りの第一線で活躍していた警官の話をまとめると、昨年までは、喧嘩する人々は、警察官が直接そばまで行かないと逃げなかったか、今年あたりからは全然陰も形も見せない。これはおそらく「喧嘩しても何にもならない」という考えが段々青年達の頭にもしみこんでいるらしいという(東奥日報 S9.8.17)。

ねぶた喧嘩が沈静化してきた状況は、新聞に掲載された市民の短歌「ねぶた百句 止天」にも表れている。「士族町ねぶたに残る気風かな」「闇を肅々ねぶた喧嘩の構へ」「人波をゆるゝわけて大ねぶた すれ合ふてねぶたに鬨のあがりけり」「わがねぶた行くところ地も砕くべし」「橋を隔て、ねぶた喧嘩の対陣す」などと、往時のねぶた喧嘩の勇ましさを表現した句のほか、警察の警備体制が強化されている近況を物語る句として「物々しき巡査の提灯行くねぶた」「警察の提灯目立つねぶたかな」があり、喧嘩が収まってきている近況を表現した「喧嘩なきねぶた安堵や母つれて」「おだやかに道ゆづり合ふねぶたかな」という句も掲載されている(弘前新聞 S9.8.17)。

また、かつてのねぶたとその喧嘩の様子を古老達が回顧する連載記事も出る。前述したように「津軽名物 ネブタ座談会」では、明治 5 年(1872)頃のねぶた喧嘩の体験談が語られ、現状との違いが指摘されるなど、興味深いエピソードが多い。例えばねぶた喧嘩の武器は、昔は短い獲物だったが、だんだん長い獲物を使うようになりササラを多く持って喧嘩になると竹槍にするようになった。昔からみると武器が進化し、あるときは巡査も竹槍でやられたので、喧嘩になると巡査も逃げるのがあったという。大正 6 年(1917)8 月の喧嘩は大きかったとし、現在の喧嘩は野次馬の衝



突が多く喧嘩に慣れていないとする。大衆が上町と下町に別れて喧嘩するのが大きくて、3、4回、大喧嘩にあったことがある。半鐘事件も大きな喧嘩であり、警察の取締が間違っていたと評している。なぜならば、当時の警察署長が、青森のねぶたを取り締まった経験があるといい、弘前のねぶたも似たようなものだろう、と考えたからだめだったのだという。座談会メンバーのなかには元刑事がおり、大喧嘩は刑事時代に経験したといい、そのときの取締は署長の方針で決まったという。そして警察としては、ねぶた喧嘩には手をつけられないのでかまわないのだが、大衆が方々に散在して騒ぎ回り、近所の家から電話が来るから取締に行くのだという。10人捕まえると7人は郡部の者である。最近の喧嘩は卑怯だ。昔の喧嘩は逃げる奴や倒れた者には手をつけない。一太刀あびせるとさっと引く足も早かった。いまの喧嘩も早い、刑事が出動していくと反対方向でやっている。100人喧嘩士が集まるとそのなかで喧嘩するのは2、3名だ、一番先に来るのは怖くない、2番目に竹槍ではなく短いものをもって来る人が怖いという(弘前新聞 S9.8.13・14)。また郷土史家で、ねぶた審査委員の中村良之進は、扇燈籠は組ねぶたの後にできたのではないかとし、喧嘩後にすぐに作れるから喧嘩が盛んになってからできたのではないかとしている。またねぶた喧嘩については取締上、喧嘩の場所を定めたらどうか、とコメントしている(弘前新聞 S9.8.14)。そして前述の北辰堂襲撃事件や、明治32年(1899)のねぶた運行時期に、弘前を訪れていた政治家星亨が襲撃された事件についても語っている(弘前新聞 S9.8.16)

そして8月13日も、和徳町をはさんで上町、下町が対峙し、喧嘩を始めようとしたが弘前署員に追い散らされ、和徳村の25歳男ほか2名が公安を害する者として検束された(弘前新聞 S9.8.15)。

この他にもねぶたは喧嘩だけではなく、津軽の人々が政府に対して反対を表明する際のシンボルとしても活用された。例えば昭和10年(1935)、帝国議会へ米穀自治管理案が提出された。これは、すでに適用されている米穀統制法の統制をさらに強めて、米穀業者の生計を脅かす死活問題だとされ、各地の米穀業者の間に反対運動が広がった。その際、弘前管内の米穀業者代業30余名も、反対を表明するため「津軽精神を表徴したねぶた」(4尺大で日本武尊の絵を描いた扇燈籠)をかついで上京しようとしている。しかし、その事前情報を得た弘前警察書では、2月1日午後1時、3名外委員20余名を同署へ集めて、今回の全国大会には2、3名で上京すること、上京する代表者を事前に知らせてほしい旨を通達した。これに対して弘前米穀商組合代表は、今回は青森県米穀商連合会の意思で動いているので、弘前米穀商組合だけでは決定できないが、弘前署長の意思を尊重するとの発表した(弘前新聞 S10.2.2)。さらに、三上弘前警察署長は、30人もいかなくとも代表2、3人でその意は通じるから大挙していかぬよう、不穏にならないよう注意し、ねぶた本体を預かった(弘前新聞 S10.2.2)。

そして同10年(1935)のねぶたについて、弘前警察署では、秩父宮来弘を前に、遺漏無き準備に懸命だった。そのなかで年中行事のねぶたと盆踊りをいかに取締り、いかに制限すべきかについて、7月21日、22日頃、市内各火防衛生組合長、消防幹部、青年分団長を招いて協議することとなった。ねぶたは皇族の来弘の前に終わり、盆踊りは来弘直前なので、適当な取締りをするという(東奥日報 S10.7.18)。

そしてねぶた喧嘩防止対策として、新たな自警団「新選組」が結成された。今年のねぶたは7月30日(旧7月1日)から8月5日(旧7月5日)まで、毎夜午後11時半を限度として運行することになったが、弘前署では7月29日午後7時半から、同署楼上に署員集合のうえ、ねぶた運行に関する協議をした。ねぶたで金銭物品の請求をすることや、7日目にあたる8月5日(旧7月7日)早朝からのねぶた運行を禁じることになったが、今年ねぶた喧嘩を特に厳重に取り締まるという。弘前署では、木立署長を陣頭に、対策警備隊の組織である消防組の配置に腐心した。また弘前署「新選組」の若手巡查組は、ねぶた期間中無事に警戒を終了すべく「腕を擦っている」という(弘前新聞 S10.7.21)。

例年ねぶた喧嘩が頻発する場所も、弘前市内の都市開発で少しずつ変化していった。弘前では坂が多く、そのなかでも急な坂のひとつである、郵便局前から鍛冶町、山道町に通じる本町坂は、ねぶた喧嘩の激戦地となることが多かったが、昨今の道路舗装工事で道幅を広くし、勾配も崩されて、郵便局前から鍛冶町まで緩やかになり、玉石を入れて地盤を固めて舗装道路になる予定だという。かつてこの坂は上町、下町の喧嘩の顔合わせ場所だったが、ほとんど昔の面影が残っていないという(東奥日報 S10.7.30)。

ねぶた第2日目は雑踏で町が賑わった。弘前署では、7月31日午前3時まで新選組を総動員して市内各方面の警備にあたったが、警戒網を抜けて上町組が集まり、金魚ねぶたを陣頭にして同志を糾合したが大事にならずに終わった。第3日目、ねぶた喧嘩は上町、下町の各組が互いに伝令を飛ばして呼応しあい、北横町方面にも野次馬が寄り合ったが、弘前署の木立署長以下の新選組隊員の厳重な警戒に阻まれて無事に終わった(弘前新聞 S10.8.3)。弘前署では第4日目から、当番・非番にかかわらず市内の巡查および村落駐在巡查も招集して、本格的に取締するという(弘前新聞 S10.8.3)。

そして、ねふた喧嘩のリーダー格である「喧嘩師」が逮捕された。3 日夜、ねふた運行で賑わった弘前市内で、泥酔して見物人に突き当たったり、制服巡査に喧嘩をふきかけようとする不心得者があったので、4 日午前 1 時 10 分頃弘前署員が検挙した。この男は、昨年のねふた喧嘩で中心格となった者で、通称「満州虎」、実名は H という人物であることが判明したので、ねふた期間中、検束を続けることとなった。ねふた喧嘩発生の噂が、2 日夜も一部で小競り合いがあったので、弘前署では 3 日夜から厳重警戒することとなった(東奥日報 S10.8.4)。

5 日目の夜は、ねふたの連合運行第 2 日目であり最終日だったので大賑わいだったという。初日から繰り出した仲町北辰堂道場の青年達が、稽古着、黒袴、向こう鉢巻きで撃剣気合もどきの掛け声を出し、老人達に往時のねふた騒ぎを思ばせたという(東奥日報 S10.8.5)。またこの日も、今年度のねふたの最後を飾ろうと上町、下町の各組は伝令を飛ばして盛んに暗躍し続けたが、弘前警察署員の警戒陣に阻まれて事なく終わった(弘前新聞 S10.8.6)。

そして同 10 年(1935)から、皇族による弘前ねふたの台覧が行われるようになる。秩父宮が弘前歩兵隊第三十一連隊第三大隊長宮殿下として赴任したため、津軽の象徴であるねふたをご覧いただくというものであった。同 10 年(1935)は 9 月 14 日夜に、ねふた台覧のため「ネブタ運行上の注意」から抜粋して説明があった。それによると「一、総て運行上に関する行動は指揮者の命を厳守すること、一、整列順序も指揮者の命を守ること、一、ネブタ運行に従事するもの、服装は乱暴又は見苦しからざる様精に注意すること、一、頬冠は堅く禁ず鉢巻は後方に結ぶこと、一、綱引の子供は女兒を使用せざること、一、笛太鼓の囃も可成従来本市に於て使用せる所謂弘前特有のものを用ひられたし、一、棍棒の携帯は堅く禁ず」とあった。秩父宮と勢津子妃を迎えるため、特に津軽男児の息をシンボライズするねふたの運行を台覧に供す予定だという(弘前新聞 S10.9.11、S10.9.14)。その際、新聞社では、ねふた喧嘩の起源として「ねふた運行の競争が高じて、殺伐とした気風を生じ、互いに道を譲らず、押し合い、揉み合いして去ることを楽しみとして、特に士族の二、三男は「喧嘩ねふた」と称して、生首の絵を一面に書いた扇燈籠を先頭に木刀棍棒を忍ばせて鬭争し、藩当局も鬭志保持の政策からこれを黙認したため、年ごとに増長して真剣や竹槍を用いて死傷者を出すようになった。この傾向は 4、5 年前まで続いたものである」と説明している(弘前新聞 S10.9.15)。

昭和 11 年(1936)8 月も、皇族によるねふたの台覧があった。8 月 18 日、弘前市役所はねふた運行に関する希望事項を印刷し、各町へ配布した。それは、ねふたは正面に町名を表示すること、ねふたの人形や見送りの説明書を市に提出すること、台覧時の礼法や服装、運行の囃子は近年の変調のものではなく古来のものを使うこと、行列の順序等は、弘前警察署長および市役所外関係者と協議すること等であった(東奥日報 S11.8.19、弘前新聞 S11.8.19)。このように皇族台覧に伴い、ねふた運行に関する様々な規則が再整理された。

一方、通常のねふた運行も 8 月 17 日(旧 7 月 1 日)から始まり、賑わいを見せたが、例年通り弘前署でも喧嘩防止の協議を行った(弘前新聞 S11.8.19)。また 8 月 25 日 9 時頃、上町と下町の大部隊が新鍛冶町で対峙、ついに交戦となり、下町軍が敗退したが、双方に多少の軽傷者が出た。さらに、山下町で喧嘩の助勢をしようと街灯を消して電柱から下りたところ巡査に捕まった青年がいた(東奥日報 T11.8.27)。

## 5 戦時下によるねふたの中止へ

ねふたは海外においても津軽の文化を示すシンボルだった、東奥日報では「元気な青森県人会 共匪を前にして佞武多の運行 佳木斯の満人や他県人も吃驚」の見出しで、満州国三江省佳木斯で歯科医を開業している弘前出身の男が、現地でねふた運行を実施した写真を掲載した(東奥日報 S11.9.20)。

昭和 12 年(1937)。弘前出身で、幼い頃から喧嘩が強く名代の暴れ者だった高名な日本画家野沢如洋が、故郷の郷土史家中村良之進氏を訪問し、少年時代に野沢から中村氏へ送られ、いままで保存していたねふた喧嘩の果たし合い状を見せられて両氏とも感無量だったという(弘前新聞 S12.6.12)。当時のねふた喧嘩の習俗を物語るエピソードとして興味深い。

同 12 年(1937)7 月 7 日、中国で盧溝橋事件が発生し、8 日には日中戦争(日華事変)が勃発した。そのため、8 月 6 日(旧 7 月 1 日)から始まる予定だった弘前のねふたも、切迫した北支(現 中国華北地方)の状態から今年は取り止めになるらしいと報じられた。米沢弘前警察署長は、開港 40 周年にあたる青森市も「港祭り(ねふた祭)」を中止する話が出ているから、弘前市でも本年は、半ばお祭り騒ぎ的な要素を含むねふたは中止してはどうかと、非公式に同市各町内総代連の意向を打診申し、大部分は賛成したという。重ねて、時節柄お祭り騒ぎは慎むべきだと思うし、ねふたが無いからといって出征軍人遺族の慰問、銃後の護りなど、津軽っ子の意気を見せるところはたくさんある。しかしこれは警察の権限で中止するのではない、時局理解によることだ。いずれ出願件数がぐっと減るものと確信していると、署長の顔写真入りでコメントを発表した(東奥日報 S12.7.31)。

しかしすでに弘前市付近では、各方面でねふた製作の話が出ており、8月3日、トップをきって、弘前署に中郡大浦村の男性から、高さが台上より7尺の扇燈籠運行の出願があった(東奥日報 S12.8.5)。それでも影響はあったのか、例年のナヌカビは、早朝からねふた流して岩木川原や弘前市中が大賑わいとなるものだが、今年は北支事変(日中戦争)の勃発で、市民が自発的にねふた運行を中止したため、子供達による小さなねふただけでもの寂しいという(弘前新聞 S12.8.13)。

そのようななか、市民がねふたを活用した国防献金が続出する。まずは、弘前市富田桜林町少年団の小学校1年生から6年生までの9名が、小遣い銭を出し合ってねふたを作って3日間運行したところ、4円83銭の寄付金が集まったので、これを国防献金することになり、8月12日午前9時一同そろって弘前署へ出頭し献金した。同署は大喜びで、これを師団司令部へ送った(弘前新聞 S12.8.13)。「挙国一致、支那軍膺(よう)懲(ちやう)の聲は軍都弘前と管内一円に満ちあふれ、銃後の守りはいよいよ固く」とあり、8月13日早朝から国防献金の連打に師団司令部は感激したという。そして師団当局の開門を待って市内新楮町少年団有志が、ねふたで集めた10円を献金したのを最初に、続いて富田少年団有志がねふたで集めた金15円60銭を献金したので、師団当局は感激した。まもなく、市内代官町の食堂の所旧らが4円を献金、次いで左官組合、豊田村外崎小学校生徒一同、柏木町大坊青年学校3年生、弘前東北織物会社従業員、中郡千年役場吏員、松森町の個人、弘前駅第2区納税組合、黒石町旧友会、常盤村部落民一同、無名氏と国防献金が続いた。弘前新聞は「これらの心強い銃後の赤心には全く涙ぐましいものがある」と評した(弘前新聞 S12.8.14)。

昭和13年(1938)、日中戦争の時局から弘前警察署がねふたを中止とした。ねふたは、例年なら27日から1週間にわたって盛大に行われる風物詩だが「今年は事変のため、大陸で我らが有志が、猛暑のなか銃をとり、銃後は各部門を動員して忍苦を続けているときにねふた騒ぎでもあるまい」と、弘前署では断乎運行を許可しないとした。署長は「ねふたはかねがね考えていたことだが、断乎許可しないことに決定し、各駐在にも申し伝えておいた。この時局にねふた騒ぎもできない、ねふたを製作する余裕と金があるならば、金は国防献金し、銃後の努力奉仕をしてほしい。しかし娯楽を全く除くことは考慮の余地があるので、盆踊りは廃止せず、経済的でもありむしろ奨励したい」と語った(東奥日報 S13.7.22)。旧暦7月7日、いわゆる最終日のナヌカビを迎えた2日の弘前地方は、例年ならば「ねふたコ流れる」と声と太鼓の音が早朝から響き渡って市民の目を覚ますのだが、今年は時局柄、ねふた祭が中止となったので、いささか淋しい朝だったという。例年、先祖の靈魂を祀る日なので、寺院街である新寺町、森町あたりは、朝から桔梗花を手にして墓参りの老若男女で賑わう旧盆の始まりとなったという。(東奥日報 S13.8.3)

このようにねふたは弘前では中止されたが、戦地では活用された。弘前市出身の医師が、郷土色豊かなねふた祭やお山参詣の囃子で、大陸に活躍中の郷土将兵を慰問した(弘前新聞 S14.11.26)。

## 6 まとめにかえて

近代初期の新聞が報じた、弘前のねふた喧嘩と社会の変化について概観する。

近世のねふたの「喧嘩口論」から続く近代の弘前市におけるねふた喧嘩は、青森県や弘前警察署にとっては野蛮な習俗であり、取締りの対象であった。取締りの方法は時代によって変化したが、基本的にはねふた祭の前に、弘前警察署長が、各ねふたや各町内の重立や消防団等の関係各団体を集めて取締り方針を協議すること、ねふた運行中に市街各要所に警官や憲兵達を配置して警戒線を張って違反者や騒動に対応すること、喧嘩が頻発する場所には照明を設置すること、警察の監督下における連合運行を実施すること等であった。

しかし弘前市民の一部では、ねふた行事が城下町以来の尚武精神を表すものであり、その発露としてねふた喧嘩が発生するもので、それは武士に由来する習俗である、という認識が強く、そのことが「淫猥の風」があるとした青森のねふたとの決定的な差異である、という観念も強かった。またねふた行事の盛り上がりは露天商人等の利益にもつながるものだった。よって警察によるねふたの取締り、なかでもねふた喧嘩の防止および根絶は困難を極めた。このような近世以来の習俗と近代社会の相克は警察だけではなく、長く市民をも悩ます葛藤となった。よって警察は、ねふた行事そのものは地域の特色、慣習として認めながらも、青森県内の代表的都市として各郡の模範地になるよう、風俗矯正に注意してほしいとしたうえで、喧嘩や金銭強要だけを取り締まる方針とした。それは大正・昭和期まで継続する基本姿勢となった。

弘前市は、明治20年代から急速に近代都市へと変貌しはじめた。その活気を反映してか、ねふた喧嘩は活発化し、10代から40代前半までの市民や周辺村落の住民に加えて「野次馬連」による騒動も増えていった。すなわち、ねふたは、地域住民だけではなく、不特定多数の人々が自由に参加する、現代のような都市型の祭礼化が進んでいたのだろう。その後、ねふたの行事は年毎の景気の変動で盛衰を繰り返したが、やがて、弘前市民が「割拠的部内的精神」であ



った従来のねふたについて、地域の外、特に国際的視点から見つめ直して意識転換せよ、という見解が出てくる。おそらくその背景には、明治末期から大正期にかけての弘前市民が、日露戦争や、明治・大正の改元にともなう大喪や皇族のねふた台覧、旧藩主薨去による謹慎、戦争に向けて緊迫する日米関係等の国家的なイベントを連続して経験したからではないだろうか。そしてそれは社会情勢や国際情勢を理由に、何度かねふたの自粛や中止を訴えていた当時の警察の取締り方針にも沿うものであった。さらに弘前商工会では、ねふたを美術的観念から価値付けて観光に資する存在にするため、ねふたの審査を導入する。なお、これは後にねふた本体の意匠だけではなく、ねふた行事全体をひとつの趣旨へとまとめていく装置にもなっていく<sup>10)</sup>。

一方で大正初期の弘前警察は、従来の取締り体制を緩和し「市民各自の自警の精神」にゆだねたが、大正 11 年(1922)の半鐘事件を招いてしまったため、その後は、市内外から巡査を総動員したうえに小隊と分隊を結成し、自警団も設立し、市街の喧嘩防止照明灯を増やすなど警備体制の強化を図っていった。また喧嘩防止を喚起するビラを各戸へ配布した。そのためか、ねふた喧嘩の多くが未然に防止されたり鎮圧されるようになり、騒動は小規模化していった。それに合わせて昭和の不景気によってねふた行事が下火になり、さらに昭和 12 年(1937)、日中戦争の勃発で、弘前のねふたも青森のねふたも「時局理解」のため中止されたため、市中における大規模なねふた喧嘩も消滅した。同じ頃、近世から近代を通じて、違反行為を繰り返して官公署から取締りの対象となってきたねふたは、「国防献金」という形で国家体制へ積極的に協力する存在となった。このあと、弘前のねふたは、昭和 19 年(1944)に戦意昂揚のため一時的に復活するが、本格的に再開するのは第二次世界大戦後となる。

このように、弘前市特有の野蛮な習俗であり根絶しがたい、とされていたねふた喧嘩の習俗は、明治後期から弘前市が近代都市へと変化していくことにもなって、新しい近代の論理が市民間に浸透していったことを基盤に、大正後期からの弘前警察署による警備体制強化や昭和の不景気も加わって急速に衰退し、昭和初期の戦時体制化とねふた中止命令で半ば強制的に消滅したのである。しかし第二次世界大戦後も、弘前市以外にも津軽各地では、未だに小規模なねふた喧嘩が継続して発生し、各新聞で報道されており、聞き取り調査でも採録している<sup>11)</sup>。一方で戦後の弘前市内では、戦前のねふた喧嘩のエピソードが伝承として活用され、その後のねふた行事の形成に様々な影響を与えた。それらの報告と分析については稿を改めたい。

#### 《注》

- 1) 拙論 2017「「伝統」の希求と創出—青森県津軽地方のねふた喧嘩習俗を事例として—」(国立歴史民俗博物館編 2017『同研究報告 第 205 集 [共同研究] 民俗儀礼の変容に関する資料論的研究』同館)
- 2) 「東奥日報」(弘前市立図書館蔵)は明治 21 年(1888)創刊、現在に至る。
- 3) 「弘前新聞」(弘前市立図書館蔵)は明治 30 年(1897)創刊、昭和 16 年(1941)に東奥日報へ統合(津幡敬正・工藤晃編 1988『東奥日報百年史』東奥日報社、p 300~302)。
- 4) 1882 年 8 月 2 日「ねふた取締規則」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代 1 近代成立期の青森県』青森県、2002 年、p 112)
- 5) 前掲拙論(1)p219
- 6) 山上笙介 1985『青森県市町村史 4 弘前市史 下』津軽書房、p 84~90、94~98)。
- 7) 1922 年 8 月 28 日「東京朝日新聞」記事「警官抜剣して大喧嘩に割り込む 弘前佞武多の椿事」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代 3 「大国」と「東北」の中の青森県』青森県、2004 年、p734)
- 8) 2017 年、五所川原市大字長富字鎧石在住の太田昭人氏(昭和 7 年(1932)生)から論者聞き取り
- 9) 2007 年、弘前市在住の故蘭繁之氏(大正 9 年(1920)生)から論者聞き取り、前掲拙論(1) p 224
- 10) 拙論 2008「争うネブタの伝承—青森県津軽地方のケンカネプター—」(長谷川誠一監修・河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活 第 3 巻』清文堂出版、p 202~204)
- 11) 拙論 2008「うろつくネプター—青森県津軽地方のケンカネプター—」(青森県民俗の会『青森県の民俗 第 8 号』同会)